

学校感染症による出席停止について

学校において予防すべき感染症については「学校感染症」として次の表のように定められており、学校保健安全法第19条の規定により、出席停止の措置をとることができます。出席停止の期間は欠席扱いにはなりませんので、医師の指示に従って十分に休養してください。

なお、感染の恐れがなくなりましたら、医療機関にて下記の報告書を記入していただき、学校に提出してください。ただし、インフルエンザと新型コロナウイルス感染症に関しては、出席停止期間の基準を参考に、医師に確認の上、保護者の方が記入してください。

出席停止とする感染症	
第一種	エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘そう、南米出血熱、ペスト、マールブルグ病、ラッサ熱、急性灰白髄炎、ジフテリア、重症急性呼吸器症候群(SARS)、中東呼吸器症候群(MERS)、特定鳥インフルエンザ(H5N1、H7N9)
第二種	インフルエンザ(特定鳥インフルエンザを除く)、百日咳、麻疹、流行性耳下腺炎、風疹、水痘、咽頭結膜熱、新型コロナウイルス感染症、結核、髄膜炎菌性髄膜炎
第三種	コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症、腸チフス、パラチフス、流行性角結膜炎、急性出血性結膜炎、その他の感染症(溶連菌感染症、ウイルス性肝炎、手足口病、伝染性紅斑、ヘルパンギーナ、マイコプラズマ感染症、感染性胃腸炎等)

【参考】出席停止期間の基準（学校保健安全法施行規則）

- 1 インフルエンザ：発症した後5日を経過し、かつ、解熱した後2日を経過するまで
- 2 百 日 咳：特有の咳が消失するまで又は5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで
- 3 麻 痒：解熱後3日を経過するまで
- 4 流行性耳下腺炎：耳下腺、頸下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後5日を経過し、かつ、全身状態が良好になるまで
- 5 風 痘：発しんが消失するまで
- 6 水 痘：すべての発しんが痂皮化するまで
- 7 咽 頭 結 膜 热：主要症状が消失した後2日を経過するまで
- 8 新型コロナウイルス感染症：発症した後5日を経過し、かつ、症状が軽快した後1日を経過するまで

ただし、病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めたときは、この限りでない。

キ リ ト リ

出席停止報告書

皇學館高等学校長様

第 学年 組 名前 1) 病名

2) 出席停止期間： 月 日 から 月 日 まで

上記の期間療養し、感染のおそれなきまでに治癒したことを報告します。

令和 年 月 日

受診医療機関 医 師 名 印 保 護 者 名 印